

盲ろう者通訳・介助者養成研修修了者を同行援護従業者養成研修一般課程修了者として修了証を交付する取扱いの見直しについて

(現状)

- 盲ろう者通訳・介助者養成研修の修了者は、同行援護従業者養成研修一般課程のカリキュラムの内容が盲ろう者通訳・介助者養成研修のカリキュラムに含まれているとみなして、同行援護の制度が開始した平成 23 年度から、盲ろう者通訳・介助者養成研修を修了すれば、同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者として、修了証を交付している。
- 修了証を交付する取扱いは大阪府のみであり、国において定めたものではない。

(問題点)

- 無料で受講できるため同行援護研修の修了を目的とし、盲ろう者支援を行っていただけない者（いわゆるフリーライダー）の受講が横行している（同行援護研修の受講費用は 2～3 万円、盲ろう通介研修は無料）。
以下のとおり、盲ろう通介研修を修了しても実際に活動しない者が一定数いる。

平成 28 年度	修了者	37 人	活動実績のない者	12 人 (32.4%)
平成 29 年度	修了者	38 人	活動実績のない者	12 人 (31.5%)
平成 30 年度	修了者	34 人	活動実績のない者	9 人 (26.4%)
平成 31 年度	修了者	36 人	活動実績のない者	11 人 (30.5%)

(昨年度の盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループでの委員意見)

○前述のフリーライダーの問題の指摘に加え、同行援護従業者養成研修一般課程のカリキュラムの一部は盲ろう通訳研修のカリキュラムには含まれていない(視覚障がい関連)ため、同行援護研修を修了したとは言えず、この取扱いには問題があるのではないかとの意見があった。

(国の動き)

- 平成 29 年度に国の委託事業「盲ろう者の移動支援に係る研修課程の効率的な実地に関する研究」を実施し、報告書として取りまとめている。
- 平成 30 年度に委託事業で「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究」を実施し、報告書として取りまとめている。
- 「同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のあり方に関する調査研究」では、両研修の「相互の資格取得における免除科目」が新たに示され、改めて養成研修を実施することが大前提とされた。また、令和 5 年度に両研修のカリキュラム改定が予定されている(厚生労働省障害福祉課訪問サービス係に確認済み)。
- 平成 30 年度報酬改定において、盲ろう者が同行援護を利用しやすくなるよう、令和 3 年 3 月 31 日まで盲ろう者向け通訳・介助員は同行援護従業者養成研修を修了した者とみなす経過措置を設け、同行援護サービスを提供できるようにしているが、この経過措置を令和 5 年度まで延長することとされた(令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について 令和 2 年 12 月 11 日 障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料により確認、厚生労働省障害福祉課訪問サービス係に確認済み)。

(大阪府の方向性)

○国において、盲ろう者向け通訳・介助者養成研修の修了者は同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす経過措置が令和 5 年度末まで延長される見込みであるが、大阪府独自の盲ろう者通訳・介助者養成研修を修了すれば、同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者として、修了証を交付する取扱いは、できるだけ早期に廃止することで調整を進めていく(修了証を交付すれば、経過措置終了後も同行援護従業者として活動できる。一方、国の経過措置は経過措置の期間に限り同行援護従業者として活動できるものであり、一線を画するものである)。